



神奈川県

中小企業の皆様の精神障がい者雇用をサポートします!

神奈川県精神障害者 職場指導員設置補助金のご案内

精神障がい者を雇用し、職場指導員(※)を設置して、
障がい者が職場に定着することができるよう配慮している中小企業へ補助を行う、
神奈川県独自の補助金です。

(※)職場指導員とは… 同じ企業の方で、障がい者が働きやすい職場環境を整える方
(例:障がい者の上司)です。

○特別な資格は必要ありません。

○具体的には、雇用されている障がい者の職場での相談にのったり、仕事の指導をする役割を担います。

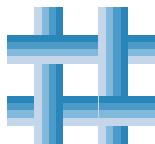
○詳しくは県ホームページをご覧ください。

■補助の要件

補助申請ができるかどうかチェック!		該当する方に○	
現在、精神障がい者を雇用しているか		はい	いいえ
その障がい者の1週間の所定労働時間(※)は20時間以上か		はい	いいえ
その障がい者を雇用してから1年経っていないか (例)雇用開始日が令和5年4月1日の場合、令和6年 4月1日まで申請可能		はい	いいえ
主たる事業所及びその障がい者が在籍している事業所が 神奈川県内にあるか		はい	いいえ
常時雇用する従業員の数は43.5人以上100人未満か		はい	いいえ
社内に障がい者の相談にのったり、仕事の指導をしたりする 係の人(=職場指導員)がいるか		はい	いいえ
特例子会社ではないか		はい	いいえ
○小売業の場合のみ	資本金額は5,000万円以下か	はい	いいえ

すべて「はい」の場合は、補助申請できる可能性が高いですが、国の助成対象である障がい者は対象にならないなどの条件もあります。詳しくは、県ホームページをご覧いただけます。

(※)所定労働時間…始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

instagram ID: かながわ憲章【公式】

かながわ憲章

検索



補助の 内容

- 補助期間:3年間
- 補助金額:1年目は月額3万円、2年目及び3年目は月額2万円
- ※半期ごとの実績報告書提出後に、半期分をまとめて交付します

申請 可能期間

申請時点で雇用している、1週間の所定労働時間が20時間以上の精神障がい者を雇い入れた日の翌日から起算して1年後の日まで
(例)令和5年4月1日に雇用した場合…令和6年4月1日まで申請可能

申請に 必要な書類

- ①神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金交付申請書(第1号様式)
 - ②障害者名簿(第2号様式)
(①及び②の様式は、県ホームページからダウンロードができます)
 - ③登記簿謄本(原本)
 - ④補助対象となる職場指導員及び障がい者の在籍及び週所定労働時間が確認できる書類の写し
(例:辞令・雇用契約書・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書などの写し)
 - ⑤補助対象となる障がい者が精神障がい者であることが確認できる書類の写し
(例:精神障害者保健福祉手帳の写し)
- ※県予算の範囲内での補助になりますので、申請前に下記問合せ先にご確認ください



お問合せ／神奈川県 産業労働局 労働部 雇用労政課 障害者雇用促進グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話:045-210-5871(直通) フaxシミリ:045-210-8873

「神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金」ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/hojokin.html>